

林地台帳の整備に向けた 取組状況について

平成28年9月

林野庁計画課

これまでの検討状況

- 国と地方が緊密に協議しながら林地台帳の整備等を円滑に推進し今後の森林整備につなげていくことを目的として国と地方の協議の場を設置
(議題: 林地台帳の整備・公表・運用等に関する方針・マニュアル作成、市町村の運用体制の整備や技術面等の支援のあり方)
- 協議の場の下に具体的な検討・協議を行う事務レベルの検討会で林地台帳の整備・公表の事務について具体的な検討・協議を実施(これまでに2回開催)
- このほか、都道府県向けの説明会やマニュアル案の意見照会などを通じて、地域の意見を伺いながら具体的な検討を推進

協議の場(第1回) (H28年4月14日)

- ・今後の森林・林業施策の推進方向
- ・林地台帳の概要



ブロック説明会
(H28年4～5月 6箇所)

事務レベル 検討会(第1回) (H28年5月24日)

- ・林地台帳の整備の考え方



森林法改正等説明会
(H28年6月)

事務レベル 検討会(第2回) (H28年7月26日)

- ・林地台帳整備マニュアル
- ・林地台帳の運用の考え方



整備マニュアル(案)に係る
意見照会(H28年8月)

協議の場(第1回)における主な意見(林地台帳の整備について)

(宮崎県副知事)

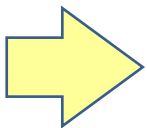
- 自治体の実態に応じた整備のあり方の検討、マニュアル作成、指導が必要。
- 図面の作成やデータベースの整備・更新等のための十分な財政措置が必要。

(飯田市長)

- 平成31年4月以降、市町村の窓口において混乱が生じないよう「取扱いマニュアル」を丁寧を作成することが重要。
- 市町村は、人材、財源の確保が難しいことにも配慮が必要。

(岩手町長)

- 単にマニュアルを配布するだけでなく、全国の自治体を対象に説明会を行うなど、林地台帳についての説明・周知を丁寧に行うことが重要。
- 林地台帳の整備のための技術的支援と財政支援を、見える形で講じることが重要。
- 林地台帳を活用する自治体の意見を十分に反映させた制度となることが重要。



- ・事務レベル検討会で具体的なマニュアルの内容について検討
- ・H29予算概算要求において、林地台帳の整備に係る補助事業を要求
- ・各種会議等において、マニュアル等の周知・普及を進める予定

事務レベル検討会等の主な意見と対応の方向①

意見

記載項目

- 市町村の事務量や更新を考えると、必要最小限とすべき
- 経営の委託を受けている者の記載は不要
- 立木の所有者、施業履歴の記載も必要
- 自治体の裁量で追加できるようにすべき

付帯する地図

- 地籍調査が未了の場合に、どのような地図とすべきか明確に示すべき
- 境界が不正確な地図を公表すべきではない

地域の実情に応じた整備

- 保有する情報、地籍調査の進捗、森林GISの導入状況等が異なることを踏まえた整備手順が必要
- 最低限必要な整備手順を示すべき

対応

- 記載項目については、情報入手の容易さや更新の頻度、整備や運用に係る事務負担等を考慮し、必要最小限の項目として整理（経営の委託を受けている者は記載しない）
- データベースに任意記載項目を追加して管理

- 地籍図が活用できない場合は、森林計画図に概ねの地番を表示（筆界は記載しない）
- 複数の地番をまとめて表記することも可

- 整備マニュアルに、
 - ・森林簿上の地番情報の有無、地籍調査成果の活用可否、森林GISの導入状況等に応じた複数の整備方法についての具体的な作業手順
 - ・林地台帳及び地図の作成のために必要な最小限の作業を記載

事務レベル検討会等の主な意見と対応の方向②

意見

整備の進め方

- 都道府県と市町村の役割分担を示して欲しい
- 地域森林計画の区域は都道府県が定めるため、市町村では、林地台帳の対象区域の修正はできないのではないか

原案作成

- 共有者の記載方法や別表様式を定めることが必要
- 地番と林小班が突合出来ない場合の地図の記載方法を示して欲しい
- 未記載を可とする場合の判断基準を示して欲しい
- 地籍調査が未了の場合の林地台帳地図を、わかりやすく示して欲しい（完成版のイメージがわかる様に）
- 固定資産課税台帳の情報が活用できる場合について、具体的に示して欲しい

その他

- 公表等にあたっては、権利関係を示すものではないことを明記すべき
- 航空写真やレーザー測量成果等を合わせて提供することにより、集約化が進むのではないか

対応

- 都道府県が原案を作成し、市町村が自ら保有する情報等により修正・追加することを標準的な整備手順として記載
- 地域森林計画対象森林の区域の修正に係る情報を市町村が入手した場合は、その旨を都道府県に情報提供し、都道府県が対応することについて、運用マニュアルに記載する予定

- 共有者の記載方法、別紙様式等を整理
- 地番と林小班が突合出来ない場合には、複数の地番をまとめて表記することも例示
- 情報元の登記等に含まれてない場合は記載は不要
- 地籍調査が未了の場合の地図の作成例を記載
- 平成24年4月以降に新たに所有者となった者について固定資産課税台帳の情報が活用できることについて記載

- 公表等にあたって、林地台帳及び地図は、権利を確定するものではないこと、売買等の資料としては使えないこと等を付言
- 地形図や航空写真等を重ねて提供することで、利便性が向上するため、林地台帳の効果的な活用方法として推奨

整備マニュアル(案)のポイント <林地台帳の記載項目>

- 記載項目を精査し、必要最低限に整理
- 登記年月日や地籍調査の実施年月日などは、情報の精度を判断する上で有効な情報であるため記載(情報元である登記情報等に含まれていない場合の記載は不要)
- 所有者情報のうち「現に所有している者、所有者とみなされる者」については、森林の土地所有者届出や森林簿等の既存情報を用いて記載するとともに、林地台帳の運用を図る中で、精度を向上

○第1回協議の場で提示した記載項目案

記載事項	所在	地番	地目	面積 (h a)	林小班	登記簿上の所有者			現に所有している者、所有者とみなされる者						境界に係る測量の実施状況				経営の委託を受けた者		森林経営計画の認定状況				公益的機能別施業森林		保安林等法指定状況	
						氏名・名称	住所	持分割合	氏名・名称	住所	持分割合	記載事由	記載年月日 届出年月日	地籍調査		境界の確定に資する測量		氏名・名称	住所	認定の有無	認定者の種類	認定年月	区分	施業方法	保安林	その他制限林		
														済・未済	実施年月日	済・未済	実施年											
元となる情報	登記情報				森林簿情報	登記情報			森林の土地所有者届出、森林簿情報等						登記所備え付け地図等		事業実績等		森林経営計画等	森林経営計画の認定の情報等				森林簿	森林簿			

※灰色の網掛けは、法律で記載する事項とされているもの

【意見を踏まえた対応方向】

・持分割合の把握が困難な場合がある
・多数の共有者は別途整理した方がよい
・登記と現に所有する者の対比出来る日付がいることから、記載内容を追加・変更

・部分調査もあることから選択肢追加

・森林経営計画の認定と重複すると推測されるため削除

・情報の整備や管理に係る労力を考慮し、削除

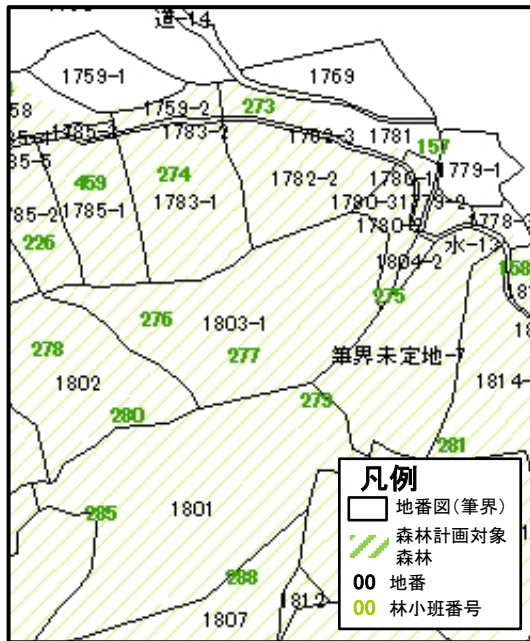
○記載項目の修正案

記載事項	所在	地番	地目	面積 (h a)	林小班	登記簿上の所有者				現に所有している者、所有者とみなされる者				境界に係る測量の実施状況				森林経営計画の認定状況			公益的機能別 業森林等			
						氏名・名称	住所	共有	登記年月日	氏名・名称	住所	共有	記載事由	届出年月日	記載年月日	地籍調査		境界の確定に 資する測量		認定の有無	認定者の種類	認定年月	区分	施業方法等
																済・未済	実施年月日	済・未済・一部実施	実施年月日					
元となる情報	登記情報				森林簿情報	登記情報				森林の土地所有者届出、森林簿情報等				登記所備え付け地図等		事業実績等		森林経営計画の認定の情報等			森林簿			

整備マニュアル(案)のポイント <林地台帳に付帯する地図>

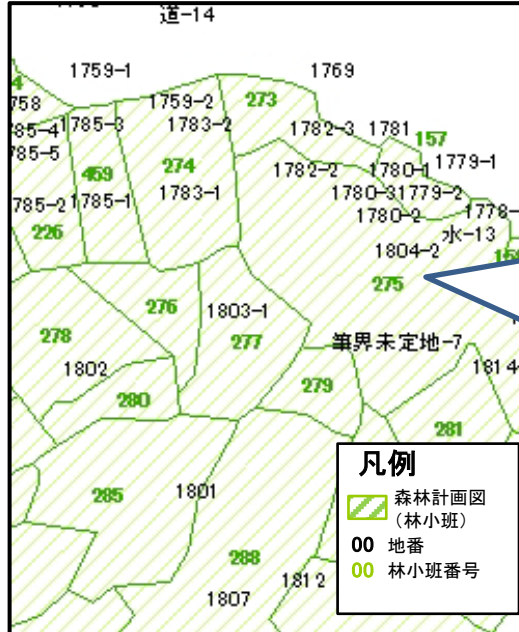
- 地籍調査が完了している森林については、地籍図を活用し地図を作成
- 地籍図が活用できない場合は、森林計画図に地番を表示
(筆界(地番界)は記載しない。複数の地番をまとめて表記することも可とする)

地籍調査成果が利用できる場合

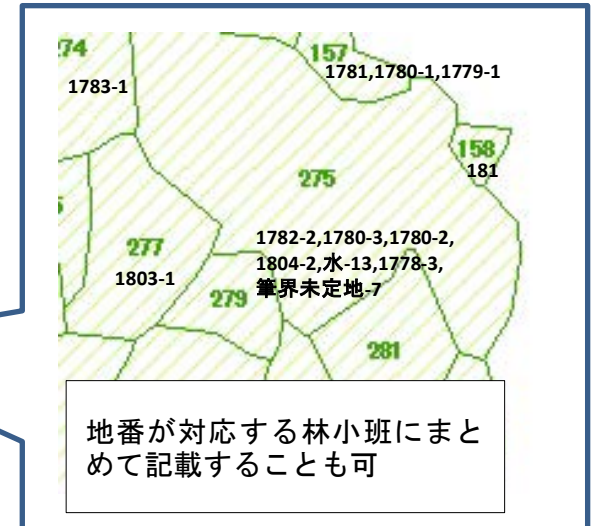


※林小班番号は任意

地籍調査成果が利用できない場合
(森林計画図をベースに作成)



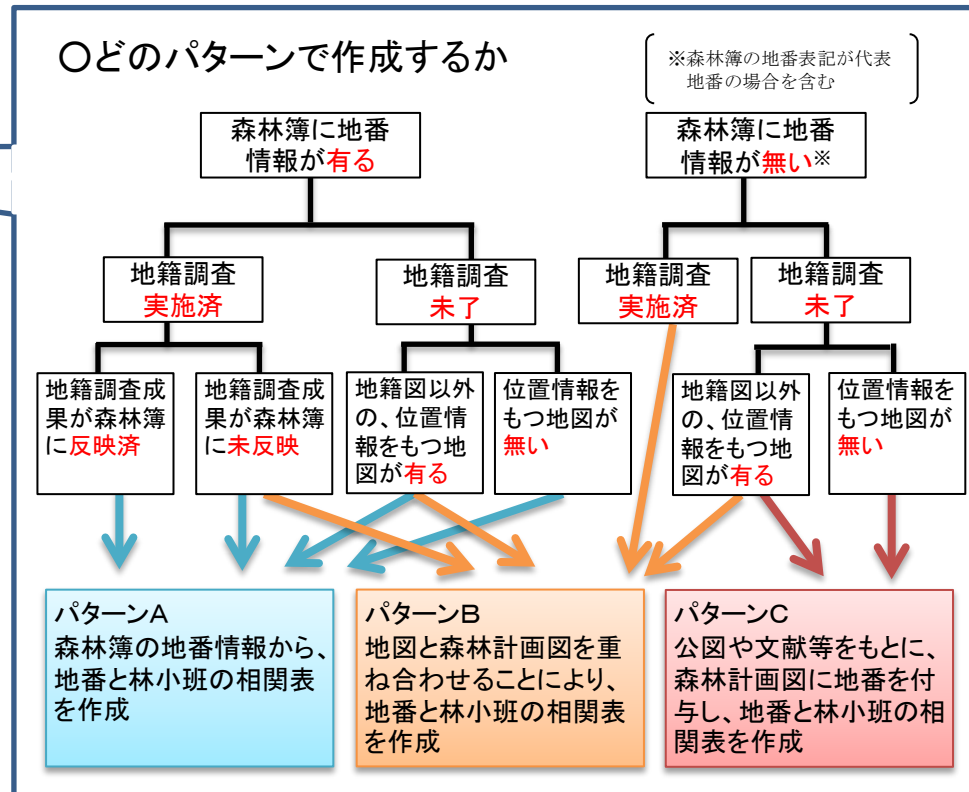
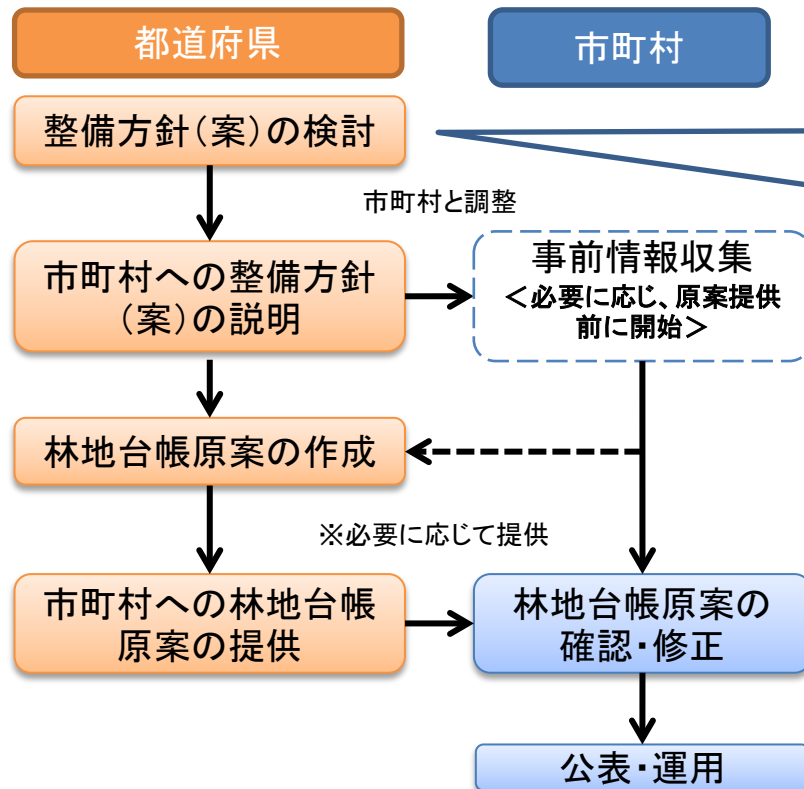
※筆界(地番界)は記載しない



整備マニュアル(案)のポイント <林地台帳作成作業手順>

- 標準的な整備の進め方として、都道府県及び市町村が行う具体的な作業を整理
- 地域によって、地籍調査の進捗や保有している情報、森林GISの整備状況が異なることから、地域の実態に合わせて作業が行うことができるよう、複数の作業手順を記載

標準的な整備の進め方



運用マニュアルの検討方向 <林地台帳の運用のイメージ>

- 市町村において、①林地台帳及び地図の公表・情報提供、②所有者からの申出による修正、地籍調査実施結果や所有者届出に基づく更新、を実施する際に必要な事項をまとめた運用マニュアルを作成

公 表

- 林地台帳に記載された事項及び地図を公表

市町村の事務所等の**窓口での閲覧**。
(所有者の氏名・住所は公表しない)

↑
(権利を確定するものではないこと、売買等の資料としては使えないこと等の留意事項を付言)
↓

情報提供

- 以下の者に対しては、所有者の氏名・住所を含めて情報提供を行う方向で検討
- ・当該森林の**森林所有者又は当該森林の土地の所有者**(所有する森林の情報を確認)
 - ・隣接の**所有者等**(境界を確認)
 - ・当該森林が所在する都道府県において**森林経営計画の認定を受けている者**(施業集約化を実施)
 - ・都道府県、国(情報共有)

情報の修正・更新

- ・所在、地番、地目、面積
- ・登記簿上の所有者

➡ 登記情報を元に作成した情報であるため、登記情報の更新に合わせて、適時、林地台帳を更新

- ・現に所有している者
- ・境界に係る測量の実施状況
- ・森林経営計画の認定状況
- ・ゾーニング 等

➡ 所有者届出・修正申出や、関係部局から入手した情報をもとに、林地台帳を定期的に修正・更新

- ・林地台帳の対象となる民有林
- ・地図

➡ 地域森林計画の対象森林の区域に関する情報については、都道府県と調整

運用マニュアルの検討方向 <林地台帳の管理・活用>

- 林地台帳機能を持つ森林GISの導入や既存GISへの機能付与による管理・活用が可能。また、簡易な台帳管理システムを林野庁が作成し配付する予定
- 都道府県が有する森林資源情報(森林簿)と、林地台帳の所有者情報を連動して活用することが重要であることから、クラウド技術を活用した情報共有を推進

<管理システムの機能(例)>

林地情報確認

【機能】

- ・地番、林小班による検索、簡易地図表示
(伐採届や所有者届の内容確認、
公共事業における所有者確認)



情報修正・更新

【機能】

- ・修正情報の入力
・変更情報等の取込

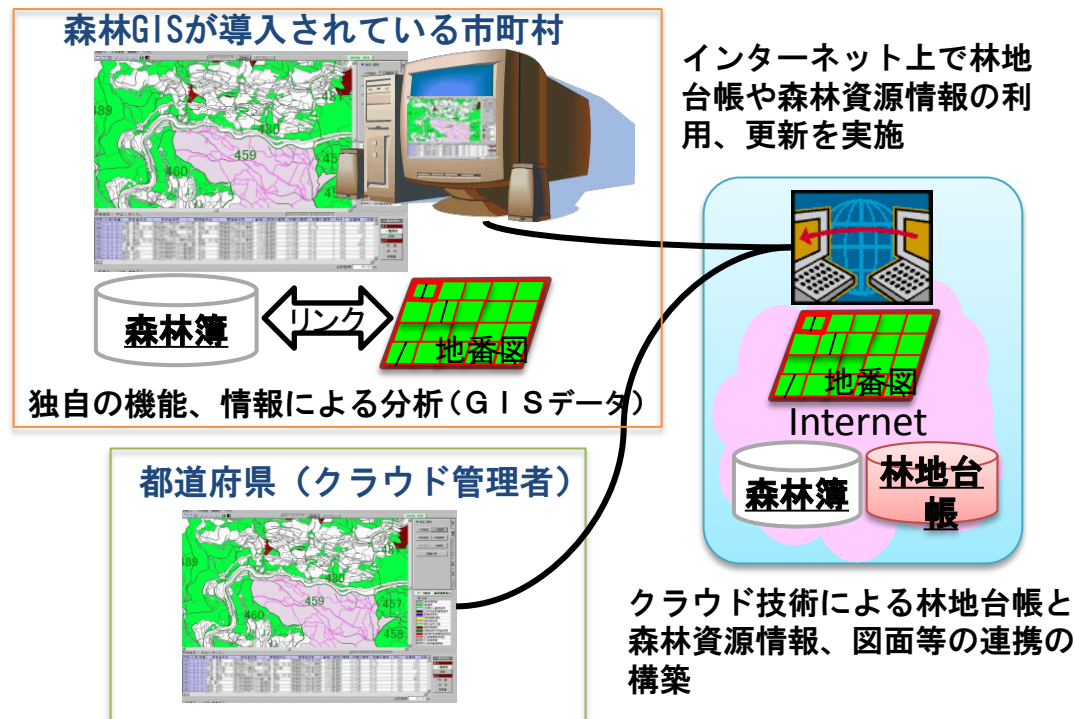
閲覧・情報提供

【機能】

- ・事務所における閲覧
・帳票・図面の印刷
・電子データによる情報提供

<林地台帳情報と森林資源情報の連携>

【林地台帳情報と森林資源情報を連携する場合の例】



国の支援策について

- 平成29年度概算要求において、市町村等が行う林地台帳を管理するシステム等の整備や、所有者・境界の明確化の活動等に対する支援、市町村の森林・林業行政の技術支援を行う技術者の育成に係る経費を要求
- 技術面での支援として、林野庁において、整備・運用マニュアル、林地台帳を管理する簡易なプログラムを作成・配付
- また、「林地台帳の整備」「所有者境界の明確化活動の推進」等について、普通交付税及び特別交付税措置（森林吸収源対策）

平成29年度予算概算要求

- 施業集約化の加速化【H29概算要求額 1,115百万円】
 - ・森林整備地域活動支援交付金
（在村・不在村の森林所有者・境界の明確化や集約化に必要なとなる合意形成活動等に対する支援）
 - ・市町村森林所有者情報活用推進事業
（林地台帳を管理するシステム等の整備）
 - ・森林情報高度利活用技術開発事業
（クラウドを活用した森林情報システムの導入に向けた開発・実証等）
- 森林総合監理士等技術者活動支援事業
【H29概算要求額 60百万円】
 - ・制度の改正や技術の進展を踏まえた、森林総合監理士等による技術的な支援を推進し、市町村の森林・林業行政の適切な執行を確保するため、技術者の継続教育を実施

整備・運用マニュアルの作成・配布

- 整備マニュアル・・・第2回協議の場の意見を踏まえ修正を行い、都道府県に配布
- 運用マニュアル・・・12月を目途に作成・配布する予定
- 林地台帳を管理する簡易な管理プログラム
 - ・林地台帳の円滑な管理を図るため、国が簡易な管理プログラムを作成し配付することを検討中
 - ・国が示す標準仕様によるデータベースとし、情報の検索、入力、帳票作成・印刷、データ出力等の機能を付与

地方財政措置

- 平成28年度の総務省の地方財政計画における重点課題対応「森林吸収源対策等の推進」として以下の措置。
 - (1) 林地台帳の整備の推進
 - (2) 森林所有者の確定、境界の明確化、施業の集約化の促進
 - (3) 林業の担い手対策
 - (4) 間伐等により生産された木材の活用

施業集約化の加速化 【平成29年度予算概算要求額 1,115,012(620,147)千円】

- 国産材を安定的に供給するためには、早急に森林所有者・境界の明確化を進め、意欲ある担い手に施業を集約化して効率的に森林施業を進めることが必要。
- 今般の森林法改正により、施業集約化の促進に向けて、市町村が所有者情報等を一元的にとりまとめて担い手に提供する林地台帳制度が創設されたところ、平成31年4月までに全ての市町村において確実に林地台帳を整備する必要。
- このため、「ICTを活用した所有者情報・資源情報の整備」、「所有者・境界の明確化」を車の両輪として施業集約化を加速化する。

所有者・境界の明確化

森林組合等

○在村・不在村の森林所有者・境界の明確化や集約化に必要な合意形成活動等に対する支援
(森林整備地域活動支援交付金)



森林情報の収集



森林所有者への働きかけ



森林調査



境界測量

○森林所有者・境界の明確化
○施業集約化に向けた活動

○情報提供
○活動支援

○活動状況を市町村に報告

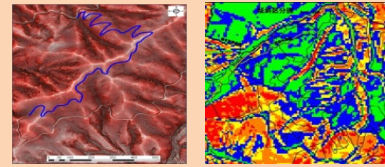
森林所有者

所有者・境界が明らかになり、施業集約化が加速化

ICTを活用した所有者情報・資源情報の整備

市町村・都道府県

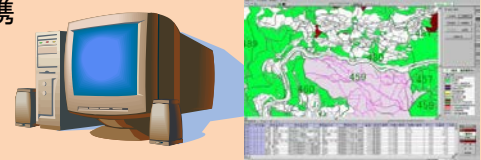
○森林資源情報の精度向上
(地域森林計画編成事業)



・森林資源情報の精度向上
・空中写真、衛星画像等の整備・活用

○所有者情報(林地台帳+地図)の整備
(市町村森林所有者情報活用推進事業)

情報の連携



・林地台帳を管理するシステム等の整備

○所有者となった場合の届出
○台帳の修正の申出
(森林法に基づく措置)

国

○クラウドを活用した森林情報システムの導入に向けた開発・実証
○リモートセンシング情報活用のためのガイドライン作成
(森林情報高度利活用技術開発事業)

森林情報の共有・利活用の円滑化

低コスト化・間伐等推進・国産材活用

制度の改正や技術の進展

● 森林法等の一部改正

- ・市町村森林整備計画の計画事項
- ・森林経営計画の認定要件等の変更

鳥獣害防止森林区域の設定・解除、被害防止対策の実施

木材安定供給確保事業計画区域内の森林経営計画の伐採材積の上限緩和

● 新たな技術開発

コンテナ苗の活用など再造林～保育までのトータルでの低コスト化

効果的な鳥獣害対策技術の開発
(ICT利用、防鹿柵の低コスト化等)



シカ被害の拡大



被害対策の低コスト化

森林総合監理士等による市町村の技術的支援が必須

市町村の森林・林業行政の適切な執行を確保

■ 森林総合監理士等技術者全体の技術的水準を維持・向上、継続的な育成

森林総合監理士等による、森林法等の一部改正を踏まえた先進的な地域活動の支援、その成果の見える化、全国に普及させるためのネットワーク構築、大学・林業大学校等と連携した技術者の継続教育を実施



先進的な地域活動を全国に普及させるため森林総合監理士を中心としたネットワーク化による情報等の共有



地域活動を支援するための実践的な研修の実施

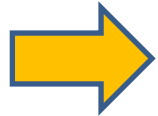


ICTを利用した囲い罠による鳥獣害対策など、新たな課題に対応するための継続教育の実施

森林吸収源対策等の推進〔地方財政措置〕

背景

- 我が国は2020年度の温室効果ガス削減目標を2005年度比で3.8%減とすることを国際約束しており、目標達成のためには、国・地方を通じた適切な森林整備により、森林の温室効果ガス吸収量を増加させる取組が不可欠
- また、平成27年12月に国連気候変動枠組条約締約国会議(COP21)において、温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みである「パリ協定」が採択
- 平成28年度税制改正大綱において、温室効果ガス削減目標の達成に向けて、市町村が主体となった森林・林業施策を推進することとされた



今後市町村が主体となった森林整備等が円滑に実施されるよう、森林整備の実施に必要なとなる地域の主体的な取組が求められる

森林吸収源対策等の推進

平成28年度事業費

500億円

(1) 林地台帳の整備の推進

- ・ 森林整備に必要な基礎情報を林地台帳として整備



(2) 森林所有者の確定、境界の明確化、施業の集約化の促進



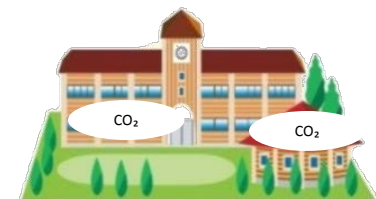
(3) 林業の担い手対策

- ・ 新規に就業しようとする若者等に対する研修、定住促進
- ・ 就業者へのキャリアアップ研修や福利厚生充実 など



(4) 間伐等により生産された木材の活用

- ・ 公共施設への木材利用
- ・ 木質バイオマスエネルギーへの活用の推進 など



スケジュール

9月29日 第2回協議の場

- ・整備マニュアル(最終案)の説明、意見交換

11月頃 第3回事務レベル検討会

- ・運用マニュアル(案)の検討

12月頃 第3回協議の場

- ・運用マニュアル(最終案)の説明、意見交換